令和２年１月

**【注文した覚えのないカニが届いた】**

**【相　談】**

５日前に高齢の両親宅に「カニは好きですか？」と電話があり母が「好きです」と答えたらしい。すると昨日、冷凍のカニが送られてきた。注文した覚えはないが代引商品だったので仕方なく支払ってしまったようだ。キャンセルできないだろうか。

**【アドバイス】**

電話をかけて勧誘し商品を買わせる方法を『電話勧誘販売』と言います。相談のように、きちんとした意思を確認せず勝手に送りつけてくる悪質な事業者もいます。

電話勧誘販売を断るときは、「買いません」「必要ありません」等とNOの意思表示をはっきり言うことが大切です。はっきり断らなかったり、曖昧な返事をしたことで申し込みを受けたと主張される場合があります。今回の事業者もセンターが確認したところ「電話で申し込みを受けたので商品を送った」と主張しました。

対処法として、はクーリングオフ制度を利用します。電話勧誘販売は特定商取引法で規制されており、法定書面を受領して８日以内なら無条件で契約を解除することができます。（通信販売やお店で買った物はクーリングオフができません）書面に必要事項を記入した解除通知を送ることにより、支払った料金が全額返金されます。今回のような生鮮食品でもクーリングオフが可能です。クーリングオフをすると返品の送料も事業者の負担となり、解除に関する違約金、損害賠償金等は一切発生しません。

また、クーリングオフ期間が過ぎてしまった場合もあきらめないでください。電話勧誘販売には書面交付義務があり、きちんと法律で決められた内容が書かれた契約書を受け取っていなければ８日間という期間が延長され、クーリングオフが可能になります。

その他、うその説明をされたり、恐怖を感じるような勧誘の仕方など勧誘に問題があった場合等は取り消しができることがあるので、支払ってしまっても諦めず、消費者センターにご相談ください。

**お困りの時は消費者ホットライン**

　☎局番なしの１８８（泣き寝入りはいやや！）・・・お近くの消費生活センター等につながります。